

(売却の手續に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における当該処分に係る売却の手續については、適用しない。

2 施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不許可事由については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(差押債権者の金銭債権の取立て等に関する経過措置)

第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押さえた債権者がその債権を取り立てることができなくなる期間については、新民事執行法第五十五条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第五十五条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができることとなつた場合における新民事執行法第五十五条第五項から第八項まで(これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日」とあるのは「民事執行法及び国際的な民事の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第二号。以下「民事執行法等一部改正法」という。))の施行の日(同日以降に」と、同条第六項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日」とあるのは「民事執行法等一部改正法の施行の日」とする。

3 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る新民事執行法第五十九条第一項又は第六十六条第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定による決定の効力については、新民事執行法第五十九条第六項及び第六十一条第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る配当又は弁済金の交付を実施すべき時期については、新民事執行法第六十六条第三項(これを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(子の引渡しの強制執行に関する経過措置)

第四条 新民事執行法第七十四条から第七十六条までの規定は、施行日前に申し立てられた子の引渡しを目的とする請求権についての強制執行の事件については、適用しない。

(第三者からの情報取得手續に関する経過措置)

第五条 新民事執行法第二百五十五条の規定は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(調整規定)

第六条 施行日が附則第一条第二号に定める日前となる場合には、同日の前日までの間における新民事執行法第二百七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に申し立てられた子の返還の強制執行の事件については、第二条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三百三十六条、第三百三十八条第二項、第四百十条及び第四百四十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民法の一部改正)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四百八条第一項第四号中「財産開示手續」の下に「又は同法第二百四十四条に規定する第三者からの情報取得手續」を加える。

(滞納処分と強制執行等との手續の調整に関する法律の一部改正)

第十条 滞納処分と強制執行等との手續の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の七第二項中「第六百六十七條の十四」を「第六百六十七條の十四第一項」に改め、「第六百六十六條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第二十条の六第一項」を「(昭和三十三年法律第九十四号)第二十條の六第一項」に改める。

第三十六條の七中「第六百六十七條の十四」を「第六百六十七條の十四第一項」に改める。

第三十六條の九中「第六百六十七條の十四」を「同法第六百六十七條の十四第一項」に改める。

(企業担保法の一部改正)

第十一条 企業担保法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二條」を「第六十三條」に改める。

第二十八條中「財産開示手續」の下に「若しくは第三者からの情報取得手續」を加える。

第五十條中「第六十九條」を「第六十八條の四」に、「第五十九條第五項」を「第五十九條第一項中「不動産」とあるのは「株式会社(以下「会社」という。))の総財産(金銭を除く。以下同じ。))又は財産(金銭を除く。以下同じ。))と、並びに抵当権」とあるのは「会社(の財産)」と、同項中「買受人」と、同条第二項から第四項までの規定中「不動産」とあるのは「会社(の財産)」と、同項中「買受人」とあるのは「競落人又は買受人」と、同条第五項に、「あるのは「最低競売価額」と、同法第六十條第二項中「執行裁判所」とあるのは「最低競売価額」と、同法第六十五條」を「同法第五十九條第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産又は財産」と、同法第六十條第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五條」に改め、「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第六十三條第一項中「差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七條第六項の規定による手續を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。))とあるのは「実行の申立てをした債権者(実行手續の開始の決定に係るものをいう。))と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに」を「債権者」と、同法第六十三條第一項及び第二項、第六十五條の二、第六十六條、第七十條並びに第七十一條第一号及び第三号並びに同法第七十五條の見出し及び同条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三條第二項、第七十五條第一項、第七十六條第一項、第七十八條第一項から第四項まで及び第八十條第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五條(見出しを含む。))及び第七十一條第八号中「売却の」とあるのは「競売の」と、同法第六十七條、第七十二條第二項、第七十四條第二項、第七十五條、第七十八條第一項及び第四項並びに第六十八條第一項中「売却許可決定」とあるのは「競落許可決定」と、同法第六十七條、第七十二條第二項、第七十四條(見出しを含む。))、第七十條並びに第七十二條第二項中「売却決定期日」とあるのは「競落期日」と、同法第六十九條、第七十條(見出しを含む。))及び第七十一條第六号、同法第七十四條の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、同法第七十五條の見出し及び同条第一項並びに同法第八十條第二項中「売却の」とあるのは「競落の」と、同法第七十一條の見出し中「売却不許可事由」とあるのは「競落不許可事由」と、同条並びに同法第七十二條第一項及び第二項中「売却不許可決定」とあるのは「競落不許可決定」と、同法第七十一條第七号中「物件明細書」とあるのは「財産明細表」とを加える。

本則に次の一条を加える。

(虚偽陳述の罪)

第六十三條 第五十條において準用する民事執行法第六十五條の二の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(執行官法の一部改正)

第十二條 執行官法(昭和四十一年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二十号中「第七十一條第一項」の下に「又は第七十四條第一項第一号」を加える。

第十條第一項第十号中「第六百六十一條第五項」を「第六百六十一條第六項」に改める。